

令和4年度

岡山市内部統制評価報告書

岡山市長大森雅夫は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

岡山市長大森雅夫は、岡山市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、岡山市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「岡山市の内部統制に関する方針」（令和2年4月1日）を策定し、当該方針に基づき「財務に関する事務」及び「情報の管理及び処理に関する事務」に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

岡山市の内部統制は、岡山市内部統制実施規則（令和2年市規則第42号）に基づき、市長を内部統制最高責任者とし、局区室等を単位とした体制を整備しています。また、水道事業、市場事業、各行政委員会などにおける内部統制についても、市長部局と情報を共有することにより、同様の取組を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

岡山市においては、令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、「財務に関する事務」及び「情報の管理及び処理に関する事務」に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施したところ、評価対象期間中における運用上の重大な不備を把握しました。当該不備により「財務に関する事務」に係る内部統制は一部有効に運用されていませんでしたが、当該不備を除く内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

- (1) 県道玉柏野々口線災害復旧工事において、適正な手続を踏まず測量設計業務を依頼し、かつ、内容の精査が不十分なまま工事を発注した上、現場の状況に合わせた修正設計を行わなかったことで、不安定な構造物が築造されるという事案が判明し

ました。それに伴って、補強対策工事と約1年2か月の通行止めが必要となったため、運用上の重大な不備であると評価しました。

当該不備の是正措置として、設計照査のチェックリスト作成、コンプライアンス研修及び事例に基づく技術研修の実施並びに職員の技術サポート体制の整備を行うとともに、関係する職員の処分を行いました。

- (2) 下水道事業会計において、消費税及び地方消費税の過大申告が判明しました。過大申告額は平成26年度から令和2年度までの7年度分で約3億7,500万円となり、うち平成26・27年度分の約8,900万円は、時効により還付不能となったため、運用上の重大な不備であると評価しました。

当該不備の是正措置として、税関連情報の収集と職員への周知、専門知識の習得に向けた研修受講、制度改正時における税務署や公認会計士への確認を行いながらのマニュアル変更等の早期検討のルール化を行うとともに、管理監督職員の処分を行いました。

前記のとおり2件の運用上の重大な不備については、いずれも再発防止策を整備していることを確認しました。

令和5年6月9日

岡山市長 大森雅夫